

台風第13号の影響により損壊した家屋等の解体廃棄物の運搬処分について

今回の台風第13号の影響により損壊した家屋等について、生活環境の保全を図るため、やむを得ず解体した場合、所有者等からの申請に基づき、解体により発生した廃棄物の運搬及び処分を市が実施します。(家屋の解体費用については、所有者(申請者)の負担となります。)

1 対象となる家屋等

り災証明書で「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の判定を受けた家屋等のうち、生活環境の保全上、やむを得ず解体するものが対象です。

- (1) り災証明書の発行が前提です。ただし、り災証明書が発行されていない住家以外については、被災証明書及び被災状況写真等を参考に現地調査を行い判定させていただきます。
- (2) 「家屋等」とは、屋根と周壁を有し土地に定着した建造物をいいます。一般住宅のほか倉庫・物置、事務所、店舗も対象となります。
- (3) 「生活環境の保全上、やむを得ず解体」とは、具体的に次のような場合をいいます。
 - ① 修理を行えない程度の損害がある。
 - ② 家屋等の倒壊による人的・物的被害を防止する必要がある。
 - ③ 浸水等による土砂の撤去や耐え難い悪臭を除去する必要がある。

なお、本事業は生活環境の保全上行うものであることから、家屋等の地上部分の解体撤去となります。(家屋等の基礎や浄化槽については、隣地境界の明確化など一定の要件を満たし、かつ必要性が認められる場合に限り、家屋と一体的に解体撤去を行います。)

※ 解体後、家屋を建築する方も対象です。

※ 建物の一部解体(リフォーム等)は対象となりません。

※ 平成18年8月31日までに着工した家屋は、アスベスト事前調査費用が別途必要です。

2 対象となる方

家屋等の所有者です。

- (1) 原則、建物登記簿の登記名義人を所有者とします。
- (2) 未登記の場合、資産証明書により所有者を確認します。
- (3) 中小企業者も対象となります。中小企業とは次のとおりです。(中小企業基本法第2条)

区分	製造業・建設業・ 運輸業	卸売業	サービス業	小売業	その他の業種
資本金 ・ 従業員	3億円以下 または 300人以下	1億円以下 または 100人以下	5千万円以下 または 100人以下	5千万円以下 または 50人以下	3億円以下 または 300人以下

3 相談手続き

この制度は、解体費用については所有者の負担となるため、相談を受けてから、まず初めにいわき市から委託を受けた業者が現地調査を行い、解体費(所有者負担)と解体廃棄物の運搬費(市負担)の見積書を作成し、相談者へ見積額を提示します。相談者は、見積額等を参考に解体するかどうかを決めてください。

(1) 相談窓口

相談の申込受付は予約制になります。電話予約後（0246-22-1283）「損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分申請に係る相談票」に必要書類を添えて、いわき市内郷支所2階「損壊家屋等の解体撤去窓口」（受付時間9:00～17:00（平日のみ、12/29～1/3は除く））へ提出してください（郵送不可）。相談票や同意書等の各種様式は窓口のほか各支所にも備えております。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 相談受付の必要書類は次のとおりです。

① 本人（代理の場合は代理人）のマイナンバーカード、運転免許証又はパスポート（本人確認のため、写しを取らせていただきます。）

マイナンバーカード、運転免許証又はパスポートがない場合、相談票（代理の場合は委任状）に実印で押印し印鑑証明書を添付

② り災証明書の写し（または、被災証明書の写し及び被災状況写真）

③ 損壊家屋等の家屋一棟別の資産証明書（市で発行。り災（被災）証明書の提示により無料で取得できます。）

④ 建物配置図（解体する建物の配置等を記載）

(3) 所有者の確認ができない場合や必要書類の提出が無い場合には、受け付けはできません。

※ 平成18年8月31日までに着工した家屋は、アスベスト事前調査費が別途必要です。

※ 相談した結果、解体工事を実施する場合、改めて申請書及び新たな添付書類の提出が必要となります。

※ 申請受付期間は、令和6年1月9日（火）～2月29日（木）です。

4 工事の流れ

(1) 委託業者が家屋等を調査します。（見積書のうち、解体費については、自己負担となりますので、ご注意ください。）

(2) 申請内容が適正と認められた場合、市から決定通知書を送付します。

(3) 施工日は事前に委託業者から連絡があります。

(4) 施工には原則、本人又は代理人が立ち会ってください。

(5) 施工後、施工業者が「取り壊し証明書」を発行します。

自分で解体撤去（自費解体）を行った方又は行う方へ 基準額の範囲内で、市から償還を受けることができます。

令和6年1月19日（金）までに施工業者と解体撤去の契約をした方が対象です。

◆ 「損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分費用償還申請書」及び3の(2)に記載の必要書類のほか、次の書類等を窓口に提出してください。

- 施工業者からの契約書、領収書、施工前・施工中・施工後の写真
- 損壊家屋等解体撤去工事費用内訳書（市指定様式）
- 建物登記簿（滅失登記が済んでいる場合は閉鎖登記）
- 産業廃棄物管理票（マニフェストA票）
- 取り壊し証明書

◆ 申請内容が適正と認められた場合、償還金額を記載した決定通知書を送付します。償還金額は、市の標準工事単価に基づき算出した額の範囲内です。